

兵庫県公報

平成24年6月22日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県長期ビジョン審議会規則の一部を改正する規則（ビジョン課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県長期ビジョン審議会規則の一部を改正する規則（規則第35号）

長期ビジョン審議会について、県長期ビジョンの調査審議を主体的に行うことができるようにするとともに、より幅広い視点からの意見を当該調査審議に反映させることができるよう、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県長期ビジョン審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

兵庫県長期ビジョン審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県長期ビジョン審議会規則（昭和40年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 審議会は、県長期ビジョンの推進に関する事項について調査審議することができる。

第5条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（参与）

第8条 審議会に、参与を置くことができる。

2 参与は、県長期ビジョンに関する識見を有する者であって、委員の経験を有するものうちから、知事が委嘱する。

3 参与は、審議会の要請に応じて、県長期ビジョンの策定に関する事項について、必要な助言を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。